



埼玉県報

第507号
令和6年(2024年)
4月16日
火曜日

目次

告示

- コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達に関する入札公告(情報システム戦略課)
- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 県広報紙「彩の国だより(令和6年8月号から令和7年4月号まで)」の新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告(広報課)
- 令和6年度狩猟免許試験並びに適性試験及び更新講習の実施(みどり自然課)
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- と畜検査手数料及び輸出証明書発行申請手数料の徴収事務委託(食肉衛生検査センター)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 川越都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 児玉都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 宅地建物取引士関係申請手数料の徴収事務委託(建築安全課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

コミュニケーション基盤に係るライセンスの調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和4年埼玉県告示第747号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに入札説明書及び仕様書の問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 木原 電話048-830-2268
(直通) 電子メールa2290-39@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

秘密保持誓約書の提出を行った者に対して、電子メールにより交付する。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月24日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年5月23日（木）午後5時まで

なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和6年5月24日（金）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年5月10日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書及び特定調達契約に係る競争入札参加予定連絡票を令和6年4月22日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Procurement of software licenses for communication infrastructure systems

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Friday, May 24, 2024

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Thursday, May 23, 2024

(3) Contact Information:

Promotion of Business System Optimization Group

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2268

Email: a2290-39@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七条第一項及び第一百八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験種目

第一回自衛官候補生試験

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 応募者の受付

イ インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>）において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

四 募集期間

令和六年四月二十二日（月）から令和六年五月九日（木）まで

五 試験科目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

六 試験期日

イ 筆記試験及び適性検査（Web試験方式）

令和六年五月十九日（日）から同月二十一日（火）までの間の任意の一日

ロ 口述試験及び身体検査

令和六年五月二十四日（金）から令和六年六月三日（月）までの間の一日

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）

イ 埼玉県さいたま市北区日進町一―四〇―七

陸上自衛隊大宮駐屯地

ロ 東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

八 採用予定時期

令和六年八月下旬から同年九月下旬のうち指定する日、令和六年十一月下旬の指定する日、又は令和七年三月下旬から同年四月上旬のうち指定する日

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階

自衛隊埼玉地方協力本部

（電話〇四八―八三一―六〇四三）

（ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>）

（電子メール hql-saitama@pco.mod.go.jp）

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

（電話〇四八―六五一―二四二〇）

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

（電話〇四―二九二三―四六九一）

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

（電話〇四八―四六六―四四三五）

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

（電話〇四八―五二二―四八五五）

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

（電話〇四九四―二二―六一五七）

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

県広報紙「彩の国だより（令和6年8月号から令和7年4月号まで）」の新聞折り込み及び配布業務 約1,600千部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

本件入札は、紙媒体による入札書の郵送又は持参により行う。

入札金額は、1部当たり（8ページ物）の単価に8を乗じて得た金額と1部当たり（12ページ物）の単価を合わせた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (6) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (7) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指示に速やかに対応できる体制をとれること。
- (8) 納入された県広報紙「彩の国だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (9) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、県広報紙「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は義務を引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 後藤・田中 電話048-830-2857（直通）
電子メールa2830-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月28日（金）午後5時まで

で
なお、書留郵便によること。

イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月28日（金）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 令和6年7月1日（月）午前10時
10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額（1部当たり（8ページ物）の単価に8を乗じて得た金額＋1部当たり（12ページ物）の単価） $\times 1,600$ 千部 $\times 1.10 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価（1部当たり（8ページ物）の単価に8を乗じて得た金額＋1部当たり（12ページ物）の単価） $\times 1,600$ 千部 $\times 1.10 \times 0.1$

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和6年6月6日（木）までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和 6 年 5 月 7 日(火)に埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) に送付すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求に基づき、委託料を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly (Sai-no-Kuni Dayori)" 1,600,000 copies nine times per year

(2) Time-limit for tender submitted by mail or in person: 5:00 p.m. June 28, 2024

(3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに狩猟免許申請書の提出期限

免許の区分	期 日	会 場	提出期限		
			申請	書類提出	窓口持参の場合
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 七月十八 日（木）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年六 月十七日（月）	令和六年六 月二十日（木）	令和六年六 月二十六日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 七月二十 八日（日）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年七 月一日（月）	令和六年七 月四日（木）	令和六年七 月十日（水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 八月二十 一日（水）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年七 月二十二日 （月）	令和六年七 月二十五日 （木）	令和六年七 月三十一日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和六年 九月七日 （土）	東松山市民文 化センター	令和六年八 月五日（月）	令和六年八 月八日（木）	令和六年八 月十四日 （水）
網猟、わな猟、 第一種銃猟、 第二種銃猟	令和七年 一月二十 五日（土）	埼玉県県民活 動総合センタ ー	令和六年十 二月十六日 （月）	令和六年十 二月十九日 （木）	令和六年十 二月二十五 日（水）
わな猟	令和七年 二月六日 （木）	東松山市民文 化センター	令和六年十 二月十六日 （月）	令和六年十 二月十九日 （木）	令和六年十 二月二十五 日（水）

ロ 受験資格

試験当日において、次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 法第四十条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとしたため狩猟免許試験の受験を禁止されていない者

ハ 受験案内の入手方法

令和六年五月十日（金）より、みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kuurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) からダウンロードするほか、各環境管理事務所でも入手すること。

ニ 申請方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kuurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、受験案内で指定する書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に郵送すること。

(2) 持参による場合

受験案内で指定する狩猟免許申請書その他の書類を、受験者の住所を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許申請手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）を受験案内で指定する方法により納付すること。

ヘ 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具

	鳥獣 鳥獣の保護及び管理
技能試験	網猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに鳥獣の判別 わな猟免許にあつては、猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に係るものを免除する。

ト 狩猟免許申請書の入手方法

狩猟免許申請書は、令和六年五月十日（金）から受験案内で指定する方法により入手すること。

チ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提 出 期 限		
		申 請	書類提出	窓口持参の場合
令和六年七月五日（金）	ウエスタ川越	令和六年六月十七日（月）	令和六年六月二十日（木）	令和六年六月二十五日（火）
令和六年七月六日（土）				
令和六年七月十二日（金）	さいたま市民会館いわつき	令和六年六月二十四日（月）	令和六年六月二十七日（木）	令和六年七月二日（火）
令和六年七月十三日（土）				

令和六年七月 十九日(金)	さいたま市民 会館いわつき	令和六年七月 一日(月)	令和六年七月 四日(木)	令和六年七月 九日(火)
令和六年七月 二十日(土)				
令和六年八月 二日(金)	三郷市文化会 館	令和六年七月 十二日(金)	令和六年七月 十九日(金)	令和六年七月 二十三日(火)
令和六年八月 三日(土)				
令和六年八月 二十三日(金)	深谷市花園文 化会館アドニ ス	令和六年八月 五日(月)	令和六年八月 八日(木)	令和六年八月 十三日(火)
令和六年八月 二十四日(土)				
令和六年八月 三十日(金)	秩父宮記念市 民会館	令和六年八月 九日(金)	令和六年八月 十五日(木)	令和六年八月 二十日(火)
令和六年八月 三十一日(土)				
令和六年九月 五日(木)	東松山市民文 化センター	令和六年八月 十六日(金)	令和六年八月 二十二日(木)	令和六年八月 二十六日(月)
令和六年九月 八日(日)				

ロ 対象者

次の(1)から(3)までに該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 令和六年九月十四日に有効期限が満了となる狩猟免許を受けている者
- (3) 法第四十条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者

ハ 更新案内の入手方法

令和六年五月十日(金)より、みどり自然課ホームページ (<https://www.pet.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) からダウンロードするほか、各環境管理事務所でも入手すること。

二 申請方法

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、更新案内で指定する電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県みどり自然課ホームページ (<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/pet/choju/shuryo/index.html>) で案内する。

また、申請完了のメールが届いた後に、更新案内で指定する書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に郵送すること。

(2) 持参による場合

更新案内で指定する狩猟免許更新申請書その他の書類を、受験者の住所地を管轄する環境管理事務所に持参すること。

ホ 狩猟免許更新申請手数料

二千九百円を更新案内で指定する方法により納付すること。

へ 適性試験及び講習の科目

区分	科目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護及び管理

ト 狩猟免許更新申請書の入手方法

狩猟免許更新申請書は、令和六年五月十日（金）から更新案内で指定する方法により入手すること。

チ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第四百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
和光ミートセンター	埼玉県和光市新倉六丁目九番二十号 株式会社アグリス・ワン 代表取締役会長 阿部 昌史	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
県北食肉センター	埼玉県熊谷市下増田百七十三番地 県北食肉センター協業組合 代表理事 中村 隼人	
本庄食肉センター	埼玉県本庄市杉山百十五番地 協業組合本庄食肉センター 代表理事 増野 幸男	

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

令和五年埼玉県告示第千四百七十八号で公示した公共測量は、令和六年三月十四日終了した旨測量計画機関である草加市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

令和五年埼玉県告示第千二百十一号で公示した公共測量は、令和六年三月十五日終了した旨測量計画機関である春日部市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

令和五年埼玉県告示第千二十四号で公示した公共測量は、令和六年三月二十二日終了した旨測量計画機関である新座市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四百三十号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（令和五年度道路台帳等補正測量業務委託公共基準点復旧測量）

三 作業地域

埼玉県川口市全域の一部地内

四 作業期間

令和五年九月二十日から令和六年三月二十九日まで

告示

埼玉県告示第四百三十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一五―五―一―号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字赤山五百一番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一万二千五百四十二立方メートル

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・五・二十二号伊草戸守線、三・五・二十四号吹塚南園部
中山線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

川島町大字吹塚、川島町大字戸守、川島町大字南園部及び川島町大字中山の
各一部

ロ 削除する土地の区域

川島町大字吹塚、川島町大字戸守、川島町大字南園部及び川島町大字中山の
各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、川島町まち整備
課

四 縦覧期間

令和六年四月十六日から令和六年四月三十日まで

告示

埼玉県告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

児玉都市計画道路三・四・二号中央通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

本庄市児玉町児玉の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市整備部都市計画課、本庄市経済環境部支所環境産業課

四 縦覧期間

令和六年四月十六日から令和六年四月三十日まで

告示

埼玉県告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表都市整備部の項第八十七号、第八十九号、第九十一号及び第九十二号に規定する手数料の徴収事務	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町六番十五号 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 代表理事 飯田 成寿 東京都千代田区紀尾井町三番三十号 公益社団法人全日本不動産協会 代表理事 中村 裕昌	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告 示

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年四月十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年四月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年四月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年四月十九日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ その他